しゅうなんブランド制度の見直し【イメージ】

資料３

【現行】しゅうなんブランド制度（認定制度）

認定品

極（市民選挙）

農林水産物　加工品

成果

●小規模な事業者・ロットが小さい商品に光があたり「生産意欲の向上」が図れた

●認定を目指した新商品開発が行われるなど市内産品の利用拡大が図れた

●鹿野ファームを軸にしたイベント開催などを通じて「しゅうなんブランド」全体のＰＲが図れた

課題

●認定数が多く特別感が薄い

●魅力のある商品が少ない

●商品を購入できる店が限定されている

●小規模事業者は販路拡大の必要性が低い

●高齢化等による生産拡大意欲の低下

●ＰＲ不足

●シール貼付が手間・効果がない

【新】しゅうなんブランド制度（登録＋市民選考制度）　案

極

引き続き
ブランドリーダー

事業者の意向があれば登録
（ＰＲ強化等への協力意思）

登録品

農林水産物　加工品

登録方法

申請に基づいて市で書類確認

（これまでは協議会で審査）

登録要件

基準、対象商品及び申請者は現行どおり

●意欲ある事業者の商品を多く登録

厳選が難しく認定数の目安も定めていない

商品の申請数が少ない

時期や製造できる数が限定的な商品が多い

負担にならないよう意向調査実施

事業展開にて実施

選考品

市内産品の使用量の要件を登録基準より低く、
市場性を重視し、幅広い商品を対象にする。
販売数を増やすことで地域産品の消費拡大を図る。

加工品

①対象商品

加工品（毎年テーマを設定）

②申請者

販売者、製造者（法人個人問わず）

③対象要件

【素材】以下のいずれかの要件を満たしていること
・最も分量の多い原材料が５１％以上周南市産
・メインの部分となる原材料が１００％周南市産
・しゅうなんブランド登録品を使用

【信頼性・安全性】

【周南市らしさ】

【品質性】

【市場性・将来性】
・年間生産個数〇〇〇個
・生産拡大していく計画があるか

④選考方法

事業者によるプレゼン＋試食

⑤選考者

協議会員・市民・（市長・議長・教育長＋α）
にて審査を行い協議会が決定
※αは、募集対象品に応じて相応しい人を追加
→原則１品

★事業展開の一部として活用